

法教育について

法務省大臣官房司法法制部

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育

選挙権年齢の引下げ、成年年齢の引下げに伴い必要性が高まっている

法教育が目指すもの

- ① 社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
- ② 他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う

自由で公正な社会を支える人材の育成

法教育の普及・推進に向けた法務省の主な取組

1 法教育教材の作成・配布

- ① 授業の指導計画や、法的観点からの指導上の留意点等を記載した冊子教材（小・中・高）に加え、補助教材として、視聴覚教材（小・中）を作成
学習指導要領を踏まえた内容としており、下記のとおり、それぞれの教材において消費活動の前提となる私法の基本的な考え方についても取り上げている
- ② 全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布
- ③ 法務省ホームページから閲覧・ダウンロード可能
視聴覚教材は、「YouTube法務省ch」（<http://www.youtube.com/M0Jchannel>）で視聴可能

各教材における消費者教育に関する事項



小学生向け冊子 (H25年度)

「約束をすること、守ること」



中学生向け冊子 (H26年度)

「私法と消費者契約」



高校生向け冊子 (H30年度)

「私法と契約」



小・中学生向け視聴覚 (H30年度)

「約束って何だろう?」
「私法と消費者保護」

2 モデル授業例の公開

法教育教材の学校現場における具体的な活用事例を、モデル授業例としてまとめ、法務省ホームページで公開（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html）

＜主な内容＞

- 実施校、実施学年、実施教科等
- 本時の目標、展開、指導上の留意点
- 単元の目標、学習指導要領上の位置付け
- 成果と課題（生徒の声など）

3 教員の指導力向上に向けた取組の実施

法務省作成の法教育教材を活用した具体的な実践方法を習得するための教員向け法教育セミナーを実施
・令和元年度 東京都で実施。公民科や家庭科の教員、法曹関係者や研究者など多数参加いただいた（報告書はこちら。<http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html>）

・令和3年度 福岡県で実施予定（令和3年8月中旬頃）

法教育に関するお問合せ先

法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係

TEL: 03-3580-4111(内線2364, 2362) Email: hokyouiku@i.moj.go.jp



成年年齢引下げに向けた法教育に関する取組

1. 高校生向けリーフレットの配布

契約を題材として、私法の基本的な考え方を伝えるとともに、権利・義務の主体として能動的に行動することの意義や法的なものの考え方を自ら学ぶことができるリーフレットを作成・配布予定。

【配付対象】

令和2年度 全国の高校2，3年生（約220万人）及び各教育委員会

令和3年度 全国の高校2年生（約120万人）

※今後、リーフレットを使用したモデル授業を実施し、HPで公開するなど、リーフレットの活用方法も検討予定

2. 「契約」に関する法教育教材の作成配布

小学校、中学校、高校の発達段階に応じた「契約」に関する法教育教材を作成・配布した（H25～H30）。

小学校・中学校については、視聴覚教材も作成・配布した（H30）。



3. 「契約」に関する法教育授業の教員研修を実施

成年年齢引下げをテーマにした教員向け法教育セミナーを実施（R1.8）。
そのほか、教員を対象とした研修等に出向き、「契約」に関する法教育授業の実践方法を紹介している。

また、法務省HPにおいてモデル授業例を公開している。

【教員セミナーの受講者のアンケートの一例】

（問） セミナーに参加して、今後、法教育授業を（より）実践してみたいと思いましたが。

（答） 実践したいと思った	92%
実践したいと思わなかった	1%
どちらでもない	7%

【研修等の受講者の声の一例】

- ・ 学校現場においては、成年年齢引下げはとても重要なことと考える。
- ・ 家庭科の分野でどのような活用法があるのか教えていただきたい。
- ・ 様々な教材をなかなか利用できないでいましたが、利用を考えていきたい。
- ・ 授業の実践例の紹介を多く行ってもらいたい。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

法務大臣による
裁判外紛争解決手続(ADR)の
認証制度



お金を返してもらいたい



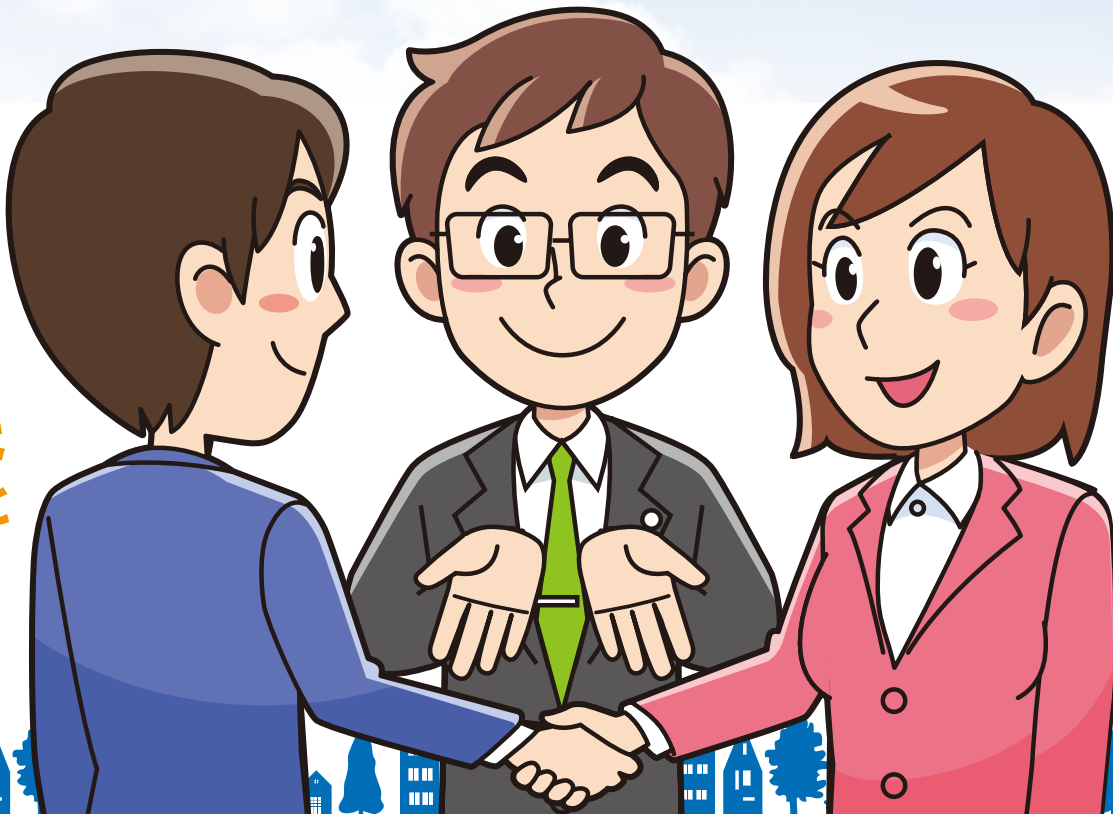
深夜の騒音をやめてほしい



パワハラ被害を解決したい

裁判によらずに**話し合い**による**円満な解決**を目指します

トラブルの解決を
サポートします



各分野の専門家が

【法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度】



「かいけつサポート」って何？

■ 裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、裁判によらずに話し合いで解決したいというものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、一旦裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだな、という心配もあるかもしれません。



■ 話し合いによる解決

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続(ADR※)」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。



■ 法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」を御利用いただくことができます。



■ 裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い(主なもの)

	裁 判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公 開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費 用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あ り	な し

どんな**メリット**があるの？

メリット 1 専門家がサポートします！

「かいけつサポート」には、取り扱うトラブルの分野に精通した専門家がいます。専門家の知識・ノウハウをいかすことができますので、あなたのトラブルの実情をきちんと踏まえた、きめ細やかで迅速な解決を図ることが期待できます。

メリット 2 プライバシーや秘密が守られます！

「かいけつサポート」は、一般に非公開で行われます。あなたのプライバシーや秘密などにもきちんと配慮されますし、他人に知られることなくトラブルの解決を図ることができます。

メリット 3 納得できる解決をサポート！

「かいけつサポート」は、第三者を交えた話し合いによって、あなたも相手もお互いに納得のいく解決を目指しています。トラブル自体が円満に解決するだけでなく、トラブルが解決した際には、お互いの関係を改善したり、一層発展させることも期待できます。

「かいけつサポート」は、当事者の意向を踏まえながら、柔軟に手続を進め、トラブルの実情に合わせて、お互いが納得できる妥協点を探ることができます。

メリット 4 手続の内容や費用が分かります！

「かいけつサポート」では、あなたにとって気になる手続の内容や費用などの重要なポイントを、御利用いただく前に、必ず、認証を受けた民間事業者から説明を受けることになっています。本当に自分にとってふさわしい解決方法なのか、よく考えてから利用することができます。

メリット 5 更にメリットがあります！

「かいけつサポート」では、ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能です。例えば、休日や夜間でも手続可能な事業者もいますので、平日の日中に時間をとれない方でも利用することができます。また、手続を行う場所についても当事者が希望する場所、例えば、近所の集会所や公民館などに出張して手続可能な事業者もいます。

また、第三者を交えてじっくり話し合いをしていると、その間に時効が成立してしまうことが考えられますが、「かいけつサポート」を利用すれば、法律が定める一定の場合には、時効の完成猶予が認められます。このほかにも、訴訟手続の中止や調停前置の特則といった法的特例が用意されています。

「かいけつサポートの解決事例」



かいけつサポートの解決事例

(実際の解決事例です)

■ 近隣関係のトラブル



隣人との土地の境界をめぐるトラブルで、かいけつサポートの調停を利用しました。調停の実施場所を、紛争となっている現地や近くの公民館にするなど、柔軟に対応してくれ、熱心な調停の実施により、お互い歩み寄って調停成立に至りました。

■ 敷金返還等のトラブル



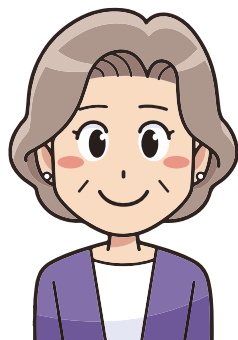
借家の退去の際、大家さんから示された原状回復費用について納得できず、直接交渉してもまとまらなかったため、かいけつサポートの調停を利用しました。とても話しやすくて、大家さんの理解も得られ、費用を減額してもらう形での調停で解決しました。

■ 労働関係のトラブル



勤務先の会社から、残業代（時間外手当）が正當に支払われなかったため、かいけつサポートの調停を利用しました。自分の十分納得できる金額を会社側が支払うことで、早期に調停が成立しました。

■ 医事関係のトラブル



手術の結果と、術後の説明に納得ができなかったため、かいけつサポートの調停を利用しました。1回目の調停期日で、調停員の同席の下、担当医から十分な説明等があったため、納得の上、治療費の返還を求めない形での調停が成立しました。

「かいけつサポートを提供する民間事業者一覧」

(令和3年2月1日現在)

事務所の所在地	事業者名等	取り扱う紛争の範囲 (所在地以外の地域も対応可能な場合があります。詳しくは各事業者に御確認ください。)	電話番号
北海道	札幌司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	011-272-0090
	日本知的財産仲裁センター（北海道支所）	知的財産に関する紛争	011-251-7730
	北海道社会保険労務士会	労働関係紛争	011-520-1951
	札幌土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	011-281-8711
	北海道行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、敷金返還等に関する紛争	011-221-1221
青森県	青森県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	017-776-8398
	青森県社会保険労務士会	労働関係紛争	017-773-5179
岩手県	岩手県社会保険労務士会	労働関係紛争	019-651-2373
宮城県	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	022-263-6755
	日本知的財産仲裁センター（東北支所）	知的財産に関する紛争	022-223-1005
	宮城県社会保険労務士会	労働関係紛争	022-223-0573
	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	022-225-3804
	宮城県行政書士会	自転車事故に関する紛争、敷金返還等に関する紛争	022-797-9701
秋田県	秋田県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	018-824-0187
	秋田県社会保険労務士会	労働関係紛争	018-853-9061
	秋田県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	018-896-1220
山形県	山形県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	023-623-7054
	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争	023-631-2959
福島県	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	024-534-7502
	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争	024-535-4430
茨城県	茨城司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	029-225-0111
	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争	029-350-4864
	茨城土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	029-259-7401
栃木県	栃木県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	028-614-1122
	栃木県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	028-307-2187
群馬県	群馬県社会保険労務士会	労働関係紛争	027-253-5621
埼玉県	埼玉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	048-862-6600
	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争	048-826-4864
	埼玉県行政書士会	夫婦関係等、相続、自転車事故又は自動車の物損事故等、敷金返還等に関する紛争	048-833-1132
千葉県	千葉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）	043-246-2666
	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争	043-223-6002
	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	043-204-2300
東京都 (続く)	東京司法書士会	民事に関する紛争（全般）	03-3353-8844
	一般社団法人 I L C	民事に関する紛争（全般）	03-6277-8384
	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事に関する紛争	03-5280-5161
	公益財団法人 全国中小企業振興機関協会	下請取引に関する紛争	03-5541-6655
	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引に関する紛争	03-3251-9390
	日本知的財産仲裁センター（東京本部）	知的財産に関する紛争	03-3500-3793
	一般財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争	03-3437-3071
	一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン	商標及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争	03-3239-3110
	学校法人 立教学院	日本国内において締結された旅行契約及び宿泊契約に関する紛争	03-3985-4650
	一般財団法人 家電製品協会	家電製品の欠陥に関する紛争	0120-551-110
	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	自動車の欠陥に関する紛争	0120-028-222
	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争	03-5282-8600
	一般社団法人 日本流通自主管理協会	ブランド品に関する売買契約紛争	0120-786-470
	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	特定商取引に関する紛争	03-6434-1125
	企業再建・承継コンサルタント協同組合	中小企業における債権債務の整理に関する紛争	03-5296-2224
	一般社団法人 事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争	03-6402-3870
	一般社団法人 日本企業再建研究会	中小企業の事業承継に関する法的紛争	03-3591-7381
	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	金融商品に関する紛争	0120-64-5005
	一般社団法人 日本共済協会	共済契約に関する紛争	03-5368-5757
	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争	03-6225-4887
	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	労働関係紛争	03-6802-6837
	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争	03-5289-0751
	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会（本部 ADR センター）	労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争	03-3438-4568
	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会（東京支部 ADR センター）	労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争	03-6434-9130

事務所の所在地	事業者名等	取り扱う紛争の範囲 (所在地以外の地域も対応可能な場合があります。詳しくは各事業者に御確認ください。)	電話番号
東京都 (続き)	一般社団法人 日本不動産仲裁機構	不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争	03-3524-8013
	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会	不動産の価格に関する紛争	03-3434-2304
	東京都行政書士会	外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争	03-5489-7441
	一般社団法人 日本マンション管理士会連合会	マンションの管理に関する紛争	03-5801-0869
	一般財団法人 日本自転車普及協会	自転車事故に関する紛争	03-4334-7959
	公益社団法人 家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争、子の監護に関する紛争	03-3971-3741
	小泉 道子（家族のためのADRセンター）	夫婦関係等、相続、親族間における感情的対立や親などの財産の管理、子の監護に関する紛争	03-6883-6177
	公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争	03-6812-9257
	電力広域的運営推進機関	電力系統の利用に関する紛争	03-6632-0909
神奈川県	神奈川県弁護士会	民事に関する紛争（全般）	045-211-7716
	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	045-641-1553
	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争	045-651-9380
	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	045-290-4505
	神奈川県行政書士会	外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争	045-577-6322
	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター	子の監護（面会交流）に関する紛争	045-263-6565
新潟県	新潟県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）、相続に関する紛争	025-244-5121
	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争	025-250-7759
	新潟県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	025-378-5444
	新潟県行政書士会	外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争	025-248-1038
富山県	富山県社会保険労務士会	労働関係紛争	076-441-0432
石川県	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争	076-291-5411
	石川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	076-291-1125
福井県	福井県社会保険労務士会	労働関係紛争	0776-21-8157
山梨県	山梨県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	055-253-6900
	山梨県社会保険労務士会	労働関係紛争	055-244-6064
長野県	長野県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	026-232-7492
	長野県社会保険労務士会	労働関係紛争	026-267-6200
	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	026-232-5501
	長野県行政書士会	外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争	026-224-1300
岐阜県	岐阜県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	058-246-1568
	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争	058-272-2470
	岐阜県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	058-245-0236
静岡県	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（全般）	054-282-8741
	静岡県社会保険労務士会	労働関係紛争	054-249-1101
	静岡県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	054-282-0910
	静岡県行政書士会	外国人の身分関係、外国人の職場環境等、外国人の日常生活に関する紛争	050-3784-8210
愛知県	愛知県弁護士会（紛争解決センター）	民事に関する紛争（全般）	052-203-1777
	愛知県弁護士会西三河支部（紛争解決センター）	民事に関する紛争（全般）	0564-54-9449
	愛知県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）、不動産賃貸借、相続に関する紛争	052-683-6683
	日本知的財産仲裁センター（名古屋支部）	知的財産に関する紛争	052-203-1651
	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争	052-884-2221
	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会（中部支部 ADR センター）	労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争	052-618-7830
	愛知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	052-586-1200
	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争	052-908-3021
	公益社団法人 家庭問題情報センター（名古屋ファミリー相談室）	夫婦関係等に関する紛争、子の監護に関する紛争	052-753-4340
三重県	三重県社会保険労務士会	労働関係紛争	059-228-4994
滋賀県	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	077-525-1093
	滋賀県社会保険労務士会	労働関係紛争	077-526-3760
	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	077-525-0923
京都府	京都弁護士会	民事に関する紛争（全般）	075-231-2378
	京都司法書士会	民事に関する紛争（全般）※ただし、登記手続関連の家事事件以外の家事事件を除く	075-251-8741
	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争	075-417-1922
	京都土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	075-221-5258
	京都府行政書士会	外国人を当事者とした夫婦と親子に関する紛争	075-692-3555
大阪府 (続く)	公益社団法人 民間総合調停センター	民事に関する紛争（全般）	06-6364-7644
	一般社団法人 日本商事仲裁協会（大阪事務所）	商事に関する紛争	06-6944-6164
	日本知的財産仲裁センター（関西支部）	知的財産に関する紛争	06-6364-0861
	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（大阪事務所）	金融商品に関する紛争	0120-64-5005
	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争	06-4800-8188
	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会（関西支部 ADR センター）	労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争	06-6271-9495

事務所の所在地	事業者名等	取り扱う紛争の範囲 (所在地以外の地域も対応可能な場合があります。詳しくは各事業者に御確認ください。)	電話番号
大阪府 (続き)	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	06-6942-8750
	大阪府行政書士会	外国人の職場環境等，自転車事故，愛護動物，敷金返還等に関する紛争	06-6943-7511
	公益社団法人 家庭問題情報センター（大阪ファミリー相談室）	夫婦関係等に関する紛争，子の監護に関する紛争	06-6943-6783
兵庫県	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争（全般）	078-341-8227
	兵庫県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	078-341-6554
	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争	078-360-4864
	兵庫県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	078-341-8280
	兵庫県行政書士会	外国人の職場環境等，自転車事故，愛護動物，敷金返還等に関する紛争	078-371-8823
奈良県	奈良県社会保険労務士会	労働関係紛争	0742-23-6070
	奈良県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争	0742-95-5400
和歌山県	和歌山弁護士会	民事に関する紛争（全般）	073-422-4580
	和歌山県社会保険労務士会	労働関係紛争	073-425-6584
	和歌山県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	073-428-0111
	和歌山県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争	073-432-9775
鳥取県	鳥取県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	0857-24-7024
	鳥取県社会保険労務士会	労働関係紛争	0857-26-0835
島根県	島根県社会保険労務士会	労働関係紛争	0852-26-0402
岡山県	岡山県社会保険労務士会	労働関係紛争	086-226-0164
	岡山県行政書士会	自転車事故に関する紛争	086-222-9111
広島県	日本知的財産仲裁センター（中国支所）	知的財産に関する紛争	082-225-1600
	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争	082-212-4481
	広島司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	082-221-5345
山口県	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	083-924-5220
	山口県社会保険労務士会	労働関係紛争	083-923-1720
	山口県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争，土地の境界に関連する相隣関係の紛争	083-922-6118
	山口県行政書士会	愛護動物に関する紛争，敷金返還等に関する紛争	083-976-5835
徳島県	徳島県社会保険労務士会	労働関係紛争	088-654-7777
	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	088-626-3366
香川県	香川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	087-821-5701
	日本知的財産仲裁センター（四国支所）	知的財産に関する紛争	087-822-3693
	香川県社会保険労務士会	労働関係紛争	087-862-1040
	香川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	087-821-1890
	香川県行政書士会	外国人の職場環境等，自転車事故，愛護動物，敷金返還等に関する紛争	087-867-3722
愛媛県	愛媛県社会保険労務士会	労働関係紛争	089-907-4864
	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	089-943-6785
高知県	高知県社会保険労務士会	労働関係紛争	088-833-1151
	高知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	088-875-8477
福岡県	福岡県司法書士会	民事に関する紛争（全般）	092-741-0530
	福岡県弁護士会（天神弁護士センター）	民事に関する紛争（全般）	092-741-3208
	福岡県弁護士会（北九州弁護士会館）	民事に関する紛争（全般）	093-561-0360
	福岡県弁護士会（筑後弁護士会館）	民事に関する紛争（全般）	0942-30-0144
	日本知的財産仲裁センター（九州支所）	知的財産に関する紛争	092-741-3208
	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争	092-414-4864
	福岡県行政書士会	外国人の職場環境等，自転車事故，愛護動物に関する紛争	092-641-2501
	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションの管理に関する紛争	092-752-1555
	水田 耕二（離婚と相続のADRセンター）	相続に関する紛争，夫婦関係等に関する紛争，子の監護に関する紛争	092-921-9480
佐賀県	佐賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	0952-29-0626
	佐賀県社会保険労務士会	労働関係紛争	0952-26-3946
長崎県	長崎県社会保険労務士会	労働関係紛争	095-821-4454
熊本県	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	096-364-2889
	熊本県社会保険労務士会	労働関係紛争	096-324-1124
大分県	大分県司法書士会	民事に関する紛争（全般）	097-532-7579
宮崎県	宮崎県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	0985-28-8538
	宮崎県社会保険労務士会	労働関係紛争	0985-20-8160
	宮崎県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	0985-78-0783
鹿児島県	鹿児島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）	099-256-0335
	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争	099-257-4827
	鹿児島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争	099-214-2958
沖縄県	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争	098-863-4395

「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、
「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細な情報を公表しています。
この中からあなたのトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。



「かいけつサポート」ホームページ

かいけつサポート 検索 → トップページへ

民間事業者を探すには **4つの方法**があります

事業者を探す

方法
1

かいけつサポート一覧から探す

●かいけつサポート一覧から探す

方法
2

取り扱う紛争の
分野・範囲から探す

●取り扱う紛争の分野・範囲から探す



方法
3

事務所の所在地
から探す

●事務所の所在地から探す



方法
4

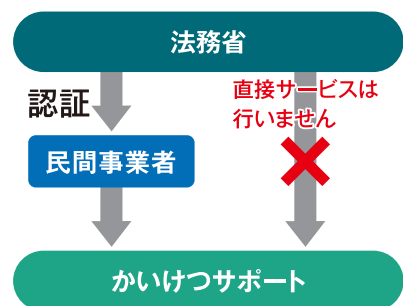
ガイドブック
から探す

●ガイドブックから探す



利用の際の注意点

- 「かいけつサポート」は、話し合いでトラブルを解決する場を提供します。相手が話し合いに応じなかったときや、話し合いをしても、トラブルの当事者同士で和解できなかったとき、トラブルの内容が話し合いでの解決になじまないときなどには、トラブルが解決できない場合があります。
- 法務省は、「かいけつサポート」を提供する民間事業者の業務について「認証」をしています。法務省自らが「かいけつサポート」の提供を行うものではありません。



企画・編集

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL: **03-3580-4111** (内線 5923)

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>



法務大臣の認証を取得した民間事業者は、「かいけつサポート」の愛称とロゴマークを使用することが認められています。

『かいけつサポート』
WEBサイト



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。